

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うために「国民健康保険システム等」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
- ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの操作権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。

評価実施機関名

甲斐市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 ④公金受取口座情報の取得及び利用 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保情報集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供の根拠】2.3.6.13.42.48.56.65.69.83.87.115.125.131.158.161.173の項 【情報照会の根拠】69.70.71の項 【オンライン資格確認の準備業務】 番号利用法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 【公金受取口座に係る事務】 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条13号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1665(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報等を含む届出書等の受付及び保管、廃棄等において人手を介在する局面があるが、受付し処理後は直ちに共同の場所へ置き、業務終了後には施錠できるロッカーに保管している。その後は整理した上で入室管理された書庫へ保存している。また、廃棄の際には、特定個人情報を含む書類については、他の廃棄書類とは別に総務課へ申出の上、適切に廃棄している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・被保険者情報と特定個人情報の紐付けについては令和5年度に総点検を実施し、誤りのないことを確認している。また、個人番号をシステムに入力することは、本市の住民基本台帳に登録のない(履歴もない)者を本市の被保険者とする稀なケースに限られ、その際にはマイナンバーカードやマイナンバー記載の住民票の写し等の適正な資料に基づき複数人で内容を確認し入力している。このため、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	特記事項	・本事務を行うために「国民健康保険システム等」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持にかかる条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員や委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止、記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	・本事務を行うために「国民健康保険システム等」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託に当たっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持ち出し制限」を行っている。	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	国民健康保険法に基づき	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. 1. ②事務の概要中	番号法別表第二に基づき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき	事後	
平成29年3月13日	I. 3. 法令上の根拠中	平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	
平成29年3月13日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】 42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】 20,25,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】 42,43,44,45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 【情報照会】 第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成29年3月13日	I. 5. ②所属長	市民部 保険課長 安藤 佳俊	市民部 保険課長 加藤 文雄	事後	
平成29年3月13日	I. 8. 連絡先中	総務部 保険課	市民部 保険課	事後	
平成29年3月13日	II. 1. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	II. 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年6月20日	I. 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保情報集約)システム	事前	
平成29年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	I. 5. ②所属長の役職名	市民部 保険課長 加藤 文雄	市民部 保険課長	事後	
令和1年6月19日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	IV. リスク対策				
令和2年3月17日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和2年3月17日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年3月17日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和2年7月1日	I. 1. ②事務の概要中		「③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務」を追加	事前	
令和2年7月1日	I. 1. ③システムの名称		「医療保険者等向け中間サーバー等」を追加	事前	
令和2年7月1日	I. 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険証保険者ファイル	国民健康保険被保険者ファイル	事前	
令和2年7月1日	I. 3. 法令上の根拠中		「国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項」を追加	事前	
令和2年7月1日	I. 4. ②法令上の根拠中		「〔オンライン資格確認の準備業務〕番号利用法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項」を追加	事前	
令和2年7月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年7月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年1月22日	I. 1. ②事務の概要中		「4. 公金受取口座情報の取得及び利用」を追加	事前	
令和6年1月22日	I. 3. 法令上の根拠中		「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条13号」を追加	事前	
令和6年1月22日	I. 4. ②法令上の根拠中		【情報照会】に121項を追加 「公金受取口座に係る事務」公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条、第9条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条13号」を追加	事前	
令和6年1月22日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年1月22日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年1月22日	IV. 8. 監査		自己点検に〔○〕を追加	事後	
令和7年4月1日	I. 1. ②事務の概要	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	法令の改正に伴うもの
令和7年4月1日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	番号法第9条第1項 別表 44の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	法令の改正に伴うもの
令和7年4月1日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 142 【情報照会】 127, 121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】 第25条 【情報照会】 第20条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供の根拠】 2,3,8,13,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,158,161,73の項 【情報照会の根拠】 69,70,71の項	事後	法令の改正に伴うもの
令和7年4月1日	I. 5. ①部署	市民部 保険課	市民生活部 保険課	事後	
令和7年4月1日	I. 5. ②所属長の役職名	市民部 保険課長	市民生活部 保険課長	事後	
令和7年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 保険課	市民生活部 保険課	事後	
令和7年4月1日	I. 関連情報		8. 規則第9条第2項の適用	事後	
令和7年4月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV. リスク対策		8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	